

第十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項中「第三条第一項」を「第三条の二第一項」に改め、「登録住宅性能評価機関」の下に「（三十三の五の項において「登録住宅性能評価機関」という。）」を加え、同表の三十三の四の項の次に次のように加える。

三十三の五 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（三十三の七の項において「計画」という。）の認定の申請に対する審査

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項第一号に掲げる基準について登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関がその適合を証する書類（三十三の七の項において「適合証」という。）の添付がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）イ 住宅部分（人の居住の用に供する建築物

又は建築物の人の居住の用に供する部分という。以下この項において同じ。) 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万三千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは一万九千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二万九千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは五万六千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは九万五千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは十六万八千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは十九万五千円、五万平方メートルを超えるときは二十一万四千円

ロ 非住宅部分(住宅部分以外の建築物又は建築物の部分という。以下この項において同じ。) 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは八千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万四千元、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは一万九千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二万九千円、二

千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは八万四千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十三万二千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは十六万七千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十万九千円、五万平方メートルを超えるときは二十四万三千円

2 その他の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額(次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額)

イ 住宅部分 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは三万六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは七万八千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは十万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十四万円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは二十二万四千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十一万四千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは五十

<p>三十三の六 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項（同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p> <p>三十三の七 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>二万円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは七十一万円、五万平方メートルを超えるときは八十三万二千円</p> <p>ロ 非住宅部分 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは十六万七千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは二十六万八千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三十一万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは三十九万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは五十六万七千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは六十九万五千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは八十一万九千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは九十三万四千円、五万平方メートルを超えるときは百二万六千円</p> <p>三十三の三の項下欄により算定した額</p> <p>1 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項第一号に掲げる基準に係る変更を要しない場合 五千円</p> <p>2 変更後の計画に係る適合証の添付がある場</p>
---	--

合（１に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の五の項下欄１に規定する床面積の合計とみなして同１により算定した額

3 その他の場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の五の項下欄２に規定する床面積の合計とみなして同２により算定した額

別表第一の三十四の項中「第三十一条の二第二項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同表の三十五の項中「第三十一条の二第二項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改め、同表の三十六の項中「第二十条の二第九項又は第三十八条の四第十八項」を「第二十条の二第九項又は第三十八条の四第二十二項」に改め、同表の三十七の項中「又は第三十九条の七第九項」を削り、同表の三十八の項中「又は第三十九条の七第十一項」を削り、同表の五十四の項中「又は第十二項ただし書（一）」を「第十二項ただし書又は第十三項ただし書（これらの規定を）」に改め、同表の六十九の項中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同表の七十の項中「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同表の七十一の項中「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改め、同表の百の項中「又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律又は都市の低炭素化の促進に関する法律」に改め、同表の備考に次の二号を加える。

五 この表の三十三の五の項の事務について、一の建築物の全体及びその住戸の部分に同時に都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく認定の申請が行われるときは、当該申請は、当該建築物の全体の認定に係る一件の申請とみなす。この場合において、当該申請に係る手数料の額は、当該建築物の全体の床面積をこの表の三十三の五の項下欄に規定する床面積の合計とみなして同項下欄により算定した額とする。

六 この表の三十三の七の項の事務について、一の建築物の全体及びその住戸の部分に同時に都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく変更の認定の申請が行われるときは、当該申請は、当該建築物の全体の変更の認定に係る一件の申請とみなす。この場合において、当該申請に係る手数料の額は、当該建築物の全体の床面積（変更に係る部分に限る。）をこの表の三十三の七の項下欄に規定する計画の変更に係る部分の床面積

積とみなして同項下欄により算定した額とする。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律が制定されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。